平成２８年（フ）第１１２９号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地２－６－102、旧住所埼玉県川口市芝下２丁目18番９号
債務者　佐藤　賢一
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１４０８号
さいたま市緑区大字中尾1354番地４　レオパレスゆげた205
債務者　永田　輝行
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６２２号
埼玉県三郷市彦成３丁目10番12―304号
債務者　伊藤　常正
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第４０８号
大阪府阪南市舞３丁目15番21号
債務者　髙橋　智美（旧姓越村）
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第４４２号
大阪府岸和田市沼町22番30号
債務者　床次　昭一
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第４５８号
大阪府泉佐野市上之郷1603番地
債務者　花枝なおみ
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第４６１号
大阪府和泉市和気町２丁目２番123号
債務者　飯阪　美香
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第５２６号
大阪府貝塚市二色３丁目９番７号
債務者　讃井知佳子
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第５４１号
大阪府貝塚市半田59番地５
債務者　大西　菊恵
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第５４７号
大阪府和泉市池田下町1106番地の16
債務者　田中　　隆
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第５５９号
大阪府泉南市新家1822番地
債務者　西澤　浩二
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第４７２４号
大阪市住吉区苅田９丁目13番６―205号
債務者　小宮　直美
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月31日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７６７号
大阪市淀川区三国本町１丁目16番１―605号、前住所大阪市淀川区宮原２丁目８番20―403号
債務者　**德**田　弘代
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９６４号
大阪市大正区三軒家西３－４―16　大阪国際会館216号室、住民票上の住所京都府長岡京市奥海印寺太鼓山22番地の59
債務者　下田　和弘
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９９７号
大阪市平野区喜連２丁目５番23―212号、前住所大阪市平野区瓜破西１丁目８番77―507号
債務者　内本　陽子
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月31日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０６７号
大阪市住吉区苅田３丁目10番28号　オーセントビル　605号
債務者　伊集院　純
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部